

規制庁のマニュアルでは、病院・幼稚園・学校等で 安定ヨウ素剤を備蓄するよう求めています

安定ヨウ素剤は、原発から 5km 圏内の住民には事前配布されています。30km 圏内では、事故後に避難するときに、集合場所等で配布することになっています。しかし、これでは間に合いません。また、30km 圏内の学校、幼稚園・保育所、病院・福祉施設にも安定ヨウ素剤は備蓄されていません。

しかし、規制庁のマニュアル「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」では、下記のように、避難弱者の施設で備蓄することを求めています。

◆国の方針では、幼稚園や保育所等の避難弱者の施設で備蓄することを求めています。

備蓄場所	PAZ内(5km 圏内)	PAZ外(5km 以遠)
避難経路に面した公共施設	備蓄しておく必要がある	
避難所等	備蓄しておく必要がある(持っていない住民への配布用)	
学校等 (小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)	備蓄しておく必要がある	備蓄することが望ましい。
幼稚園、保育所等	備蓄しておく必要がある	備蓄の必要性が高い
病院、福祉施設等	備蓄が必要である(※PAZ 内外の区別なし)	
保健所、保健センター等	備蓄・配布場所として適している(※PAZ 内外の区別なし)	
「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」4～5 頁より https://www.nsr.go.jp/data/000024657.pdf (原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 平成 28 年 9 月 30 日版) ※上記の規制庁文書の抜粋は裏面参照		

◆各地の状況

- ・滋賀県は、43km 圏内(滋賀版UPZ)の幼稚園・保育所等に既に安定ヨウ素剤を備蓄
- ・島根県は 30km 圏内住民で希望者に事前配布を開始
- ・茨城県ひたちなか市は 30km 圏内全市民に事前配布を開始
- ・兵庫県篠山市(高浜原発から 50km)は希望する住民に事前配布を開始

★30km 圏内住民への事前配布と同時に、学校、幼稚園・保育所、病院・福祉施設等に安定ヨウ素剤を備蓄すべきです。

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/

脱原発はりまアクション/原発防災を考える兵庫の会/美浜の会 2017.2.13

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581



「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」 原子力規制庁

(4～5 頁。関連事項の抜粋。下線は引用者)

備蓄場所については、緊急時に速やかに取り出し配布ができるようにする必要がある。さらに、複合災害時に備え、備蓄場所が集中しないよう方策を講じる必要がある。備蓄場所として具体的には下記のような候補が挙げられる。

・学校等：

P A Z内の学校（小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等）は全面緊急事態に至った場合にはそこに居る生徒等が住民同様、速やかに避難すべきであり、特に若い年齢の生徒・学生が集まっていることから、これらの学校にも安定ヨウ素剤を備蓄しておく必要がある。また、職員のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

一方、P A Z外の学校は、校舎や講堂等があり多数の住民を収容できる場合が多いため、避難の際の集合場所等になる可能性が高く、生徒や職員のみならず、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

・幼稚園、保育園等：

P A Z内の幼稚園、保育園等は、3 歳以上の幼児を対象に安定ヨウ素剤の丸剤を、3 歳未満の乳幼児を対象にゼリー剤を備蓄しておく必要がある。また、職員のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

P A Z外の幼稚園、保育園等は、学校と比較すると小規模の場合が多いが、園庭等が集合場所等に活用できる可能性があることから、丸剤、ゼリー剤の備蓄の必要性が高い。

また、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

・病院、福祉施設等：

病院、福祉施設等では患者、職員等が服用するための安定ヨウ素剤の備蓄が必要である。

(※引用者注：P A Z内外の区別なし)